

藻南公園等維持管理業務特記仕様書

【特記事項】

藻南公園等の管理主体は、南区土木部維持管理課である。

通常業務の報告先、四半期ごとの事業報告書、年度終了後の請求書の提出先となる。

1 藻南公園

- (1) 所在地 南区川沿 9～11 条 1 丁目、真駒内柏丘 7・8・12 丁目
- (2) 面積 313,240 m²
- (3) 管理区域 別図のとおり
- (4) 主な施設 野球場、庭球場、パークゴルフ場、炊事広場、遊戯広場、ステージ、
駐車場、管理事務所ほか

(5) 有料施設

ア 野球場（1 面、夜間照明あり）

(ア) 利用期間 4 月 29 日～11 月 3 日

(イ) 休業日 なし

(ウ) 利用時間 午前 5 時～午後 8 時

(エ) 使用料 1 時間 1,200 円

夜間照明 30 分につき 1,200 円

（使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間
どおり使用したものとみなす。以下各野球場、各庭球場、陸上競
技場において同じ。）

(オ) 夜間照明

夜間照明点灯時刻は下記のとおり（庭球場も同じ。）。

4 月 29 日～5 月 31 日：午後 6 時 30 分

6 月 1 日～7 月 20 日：午後 7 時

7 月 21 日～8 月 20 日：午後 6 時 30 分

8 月 21 日～9 月 10 日：午後 6 時

9 月 11 日～9 月 30 日：午後 5 時

10 月 1 日～11 月 3 日：午後 4 時 30 分

イ 硬式庭球場（2 面、夜間照明あり）

(ア) 利用期間 4 月 29 日～11 月 3 日

(イ) 休業日 なし

(ウ) 利用時間 午前 7 時～午後 8 時

(エ) 使用料 1 面 1 時間 640 円

夜間照明 30 分につき 120 円

(6) 無料施設

施設名	開放期間	開放時間	特記事項
管理事務所	4月～11月	9時～17時	冬期間閉鎖
西側駐車場 (藻南橋横)	4月中旬～11月中旬	6時～20時30分 門扉開閉	冬期間閉鎖 除雪センター設置
東側駐車場 (野球場側)	4月中旬～11月	終日	冬期間閉鎖
炊事広場	4月下旬～10月	9時～17時 ダム放流時施錠	冬期間閉鎖 河川敷地部分は令和11年頃まで利用休止予定
パークゴルフ場	5月～10月	終日	9ホール、冬期間閉鎖
ステージ	5月～10月	終日	天幕設置撤去

(7) 公園トイレ

設置場所	面積・ 建築年	便器数等	冬季 開放	摘 要
藻南交番横	8 m ² S53年	男：和1、小2、手洗い器1 女：和1、手洗い器1	○	A型 公便番号：南14
野球場	8 m ² S55年	男：和1、小2、手洗い器1 女：和1、手洗い器1	×	野球場、テニス A型 公便番号：南19
藻南橋横	9 m ² S57年	男：和1、小2、手洗い器1 女：和2、子小1、手洗い器1	○	C型 公便番号：南28
管理棟前	9 m ² S63年	男：和1、小2、手洗い器1 女：和2、子小1、手洗い器1	×	遊戯広場 C型 公便番号：南41
藻南橋横	15 m ² H4年	男：小1、手洗い器1 多目的：洋1、手洗い器1	×	南28隣、 身障者対応、福単 型 公便番号：南66
東側駐車場	11 m ² H15年	男女共用：和1、小1、手洗い器1 多目的：洋1、手洗い器1	×	野球場、テニス 身障者対応、 新E型 公便番号：南87

(8) 運動施設予約・受付

藻南公園、石山緑地、常盤公園の3公園の運動施設予約・受付業務を全て藻南公園にて行うこと。

(9) 西側駐車場（藻南橋横）の冬期使用

西側駐車場の冬期間（11月下旬から4月中旬）は「除雪センター」を設置し使用

する。

(10) 維持管理基準表

公園維持管理業務について、年間の作業計画を別紙2の維持管理基準表〔藻南公園等〕を参考にして作成すること。

(11) 施設や設備の修繕箇所報告

公園維持管理業務において把握した施設や設備等の破損や老朽化状況について、必要修繕箇所や方法、金額、優先順位を整理し、毎年、札幌市へ報告すること。

(12) 備品

札幌市が備え付ける備品は、別紙1の「札幌市が貸与する車両及び物品」に記載されているものとし、指定管理者に無償で貸与するものとする。

(13) その他

その他事項については別紙3の「藻南公園管理運営にあたっての特記仕様書」によること。

2 石山緑地

(1) 所在地 南区石山（石山東1～3丁目地先）

(2) 面積 113,110 m²（札幌市南老人福祉センター敷地を除く面積）

(3) 管理区域 別図のとおり

(4) 主な施設 庭球場、遊水路、遊戯広場、ネガティブマウンド、駐車場ほか

(5) 有料施設

ア 庭球場（2面）

(ア) 利用期間 4月29日～11月3日

(イ) 休業日 なし

(ウ) 利用時間 4月29日～8月31日 午前7時～午後7時

9月1日～9月30日 午前7時～午後6時

10月1日～11月3日 午前7時～午後5時

(エ) 使用料 1時間 640円

(6) 無料施設

施設名	開放期間	開放時間	特記事項
駐車場 （北ブロック）	4月中旬～11月下旬	終日	冬期間閉鎖
駐車場 （南ブロック）	4月中旬～11月下旬	7時～21時 門扉開閉	冬期間閉鎖
ライトアップ （南ブロック）	5月1日～11月3日	日没～21時	冬期間閉鎖
遊水路 （スパイラルスプリング）	7月上旬～8月下旬 （上記期間を除き5月下旬～9月 下旬は流水のみとする）	10時～16時	冬期間閉鎖 監視員配置 7月上旬～8 月下旬

(7) 公園トイレ

設置場所	面積・ 建築年	便器数等	冬季 開放	摘 要
駐車場 (北ブロック)	11 m ² H1 年	男：和 1、小 2、手洗い器 1 女：和 2、子小 1、手洗い器 1	×	C 型 公便番号：南 46
駐車場 (南ブロック)	30 m ² H6 年	男：和 1、小 3、手洗い器 1 女：和 2、子小 1、手洗い器 1 多目的：洋 1、手洗い器 1	×	身障者対応、特殊型 公便番号：南 73

(8) 運動施設予約・受付

石山緑地の運動施設予約・受付業務を藻南公園にて行うこと。

(9) 維持管理基準表

公園維持管理業務について、年間の作業計画を別紙 2 の維持管理基準表〔藻南公園等〕を参考にして作成すること。

(10) 施設や設備の修繕箇所報告

公園維持管理業務において把握した施設や設備等の破損や老朽化状況について、必要修繕箇所や方法、金額、優先順位を整理し、毎年、札幌市へ報告すること。

(11) その他

その他事項については別紙 4 の「石山緑地管理運営にあたっての特記仕様書」によること。

3 小金湯さくらの森

- (1) 所在地 南区小金湯 604-2 ほか
 (2) 面積 123,567 m²
 (3) 管理区域 別図のとおり
 (4) 主な施設 桜の森、駐車場（普通車 80 台、大型バス 10 台）、臨時駐車場（普通車 100 台）、ビジターセンター（管理事務所・トイレ）ほか
 (5) 無料施設

施設名	開放期間	開放時間	特記事項
ビジターセンター （管理事務所）	4 月下旬～11 月上旬	4 月～9 月：8 時～18 時 10 月～11 月：8 時～16 時半 土日祝のみ管理人駐在	冬期間閉鎖
駐車場	4 月下旬～11 月上旬	4 月～9 月：8 時～18 時 10 月～11 月：8 時～16 時半 門扉閉	冬期間閉鎖
臨時駐車場	混雑時	状況に応じて	花見・催事時

(6) 公園トイレ

設置場所	面積・ 建築年	便器数等	冬季 開放	摘 要
ビジターセンター内	32 m ² 2014 年	男：洋 1、小 3、手洗い器 1 女：洋 2、手洗い器 1 多目的：洋 1、手洗い器 1	×	男：ベビーチェア 2 女：ベビーチェア 1 多目的：オストメイト 1、 ベビーベット 1 、フィッティングボード 1
パイオトイレ(屋外)	4 m ² H30 年	洋 1、小 1	×	簡易水洗・水循環式 公便番号：南 93

※利用可能時間は、別記の駐車場開放時間とする。

(7) ビジターセンター（管理事務所）

ア 管理人

開館期間中の土日祝のみ最低 1 名駐在すること。ビジターセンター内で窓口対応を主の業務とするが、駐車場門扉・ビジターセンター開閉、園内巡視、館内の清掃といった軽微な維持管理作業を兼務し、効率的な管理運営に努めること。

イ トイレ

開館時間に合わせて解放する。

ウ 特記事項

- (ア) 本ビジターセンター内の管理事務所は、本緑地を管理するための最低限の機能しかなく、管理人が駐在しない日も多いため、利用届や問い合わせ等については原則的に藻南公園の管理事務所で対応することとする。

(イ) 管理人が駐在しない日でも駐車場の門扉開閉時にビジターセンターも開閉するが、管理事務所区域は閉鎖したままトイレ・休憩所部分だけを解放すること（「ビジターセンター（管理事務所）平面図」参照）。

(ウ) 本緑地の周辺地域は市街地よりも降雪量が多いことから、建築施設の屋根と建物周辺の積雪状況について特に留意する必要がある。冬季閉鎖期間中の積雪に伴う建物の劣化を最小限に抑えるため、積雪状況を踏まえた除雪作業のほか、巡視時に室内換気等の建物の保守管理を行うこと。建物周辺の除雪や屋根の雪下ろし作業を行う際は、屋根からの落雪について、安全管理を徹底すること。

(エ) 本ビジターセンターは、外壁や内壁等に木材を使用していることから、劣化箇所の有無について目視による巡視点検を行い、結果を本市へ報告すること。また、木材の保護と長寿命化を目的として、定期的な塗装整備が必要となる。整備間隔や実施時期について、本市と協議すること。

(8) 維持管理基準表

公園維持管理業務について、年間の作業計画を別紙2の維持管理基準表〔藻南公園等〕を参考にして作成すること。

(9) 施設や設備の修繕箇所報告

公園維持管理業務において把握した施設や設備等の破損や老朽化状況について、必要修繕箇所や方法、金額、優先順位を整理し、毎年、札幌市へ報告すること。

(10) 備品

札幌市が備え付ける備品は、別紙1の「札幌市が貸与する車両及び物品」に記載されているものとし、指定管理者に無償で貸与するものとする。

(11) その他

その他事項については別紙5の「小金湯さくらの森管理運営にあたっての特記仕様書」によること。

4 常盤公園

- (1) 所在地 南区真駒内 269-1
 (2) 面積 54,733 m²
 (3) 管理区域 別図のとおり
 (4) 主な施設 野球場、庭球場、ゲートボール場、遊戯広場、駐車場他
 (5) 有料施設の状況

ア 野球場

- (ア) 利用期間 4月29日～11月3日
 (イ) 休業日 なし
 (ウ) 利用時間 4月29日～8月31日 午前5時～午後7時
 9月1日～9月30日 午前5時～午後6時
 10月1日～11月3日 午前5時～午後5時
 (エ) 使用料 1時間 1,200円

イ 庭球場 (2面)

- (ア) 利用期間 4月29日～11月3日
 (イ) 休業日 なし
 (ウ) 利用時間 4月29日～8月31日 午前7時～午後7時
 9月1日～9月30日 午前7時～午後6時
 10月1日～11月3日 午前7時～午後5時
 (エ) 使用料 1時間 640円

(6) 無料施設

施設名	開放期間	開放時間	特記事項
駐車場	4月中旬～11月下旬	終日	冬期間閉鎖

(7) 公園トイレ

設置場所	面積・ 建築年	便器数等	冬季 開放	摘要
正面入口	11 m ²	男：和1、小2、手洗い器1 女：和2、子小1、手洗い器1	×	野球場、テニス C型 公便番号：南47
正面入口	15 m ²	男：小1、手洗い器1 多目的：洋1、手洗い器1	×	野球場、テニス 福祉部施工、福単型 身障者対応 公便番号：南76

(8) 運動施設予約・受付

常盤公園の運動施設予約・受付業務を藻南公園にて行うこと。

(9) 維持管理基準表

公園維持管理業務について、年間の作業計画を別紙2の維持管理基準表〔藻南公園等〕を参考にして作成すること。

(10) 施設や設備の修繕箇所報告

公園維持管理業務において把握した施設や設備等の破損や老朽化状況について、必要修繕箇所や方法、金額、優先順位を整理し、毎年、札幌市へ報告すること。

○札幌市が貸与する車両及び物品

別紙 1

藻南公園

NO.	貸与物品名	貸与数量	加除	備考
1	事務用椅子	5		
2	OA用事務椅子	1		
3	係用事務机	5		
4	ファイリングキャビネット(2段)	2		
5	ファイリングキャビネット(3段)	1		
6	整理棚	1		
7	更衣ロッカー	2		
8	電話	2		
9	リヤカー	5		
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				

○札幌市が貸与する車両及び物品

別紙 1

小金湯さくらの森

NO.	貸与物品名	貸与数量	加除	備考
1	スタッキングチェア	24		休憩所,アイチ
2	移動式テーブル	1		事務室
3	移動式円形テーブル	5		休憩所,アイチ
4	チツパー	1		事務室,やまびこ「共立ウッドチツパー-KCM92」
5	冷蔵庫	1		事務室
6	両袖机(棚付)	1		受付,両袖
7	事務椅子	1		受付
8	複合機	1		事務室,電話、FAX、インクジェット印刷
9	掲示板	1		事務室,900×1800
10	倉庫	1		
11	スリーパー	1		
12	車いす	2		
13	メッセージボックス	1		
14	開園時間表示版	1		門扉
15	開園時間表示版	1		門扉
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				

○藻南公園・石山緑地・常盤公園・小金湯さくらの森 鍵台帳

【(1) 直接的に公園施設の施錠等に係る鍵】

No.	公園名	施設名	詳細	本数	メーカー名	加除	備考
1	藻南公園	管理事務所					
2	藻南公園	管理事務所					
3	藻南公園	管理事務所					
4	藻南公園	管理事務所横物置					
5	藻南公園	作業員休憩所					
6	藻南公園	南土木管理倉庫					
7	藻南公園	倉庫(大)					
8	小金湯さくらの森	管理棟					
9	小金湯さくらの森	管理棟					
10	小金湯さくらの森	管理棟					
11	小金湯さくらの森	管理棟					
12	小金湯さくらの森	管理棟					
13	小金湯さくらの森	管理棟					
14	小金湯さくらの森	管理棟					
15	小金湯さくらの森	管理棟					
16	小金湯さくらの森	室外機置場					
17	小金湯さくらの森	管理事務所					
18	小金湯さくらの森	管理事務所					
19	小金湯さくらの森	管理棟					
20	小金湯さくらの森	浄化槽					
21	小金湯さくらの森	浄化槽					
22	小金湯さくらの森	管理棟					
23	小金湯さくらの森	管理棟					
24	小金湯さくらの森	管理棟					
25	小金湯さくらの森	管理棟					
26	小金湯さくらの森	管理棟					
27	小金湯さくらの森	倉庫					
28	小金湯さくらの森	倉庫					
29	常盤公園	広場分電盤					
30	公園共通	トイレ機械室					
31	公園共通	散水栓					
32	公園共通	分電盤					
33	公園共通	分電盤					
34	公園共通	屋外キュービクル					

(集計)

公園名	鍵箇所数	加除	本数
藻南公園			
小金湯さくらの森			
常盤公園			
公園共通			
合計			

【(2) (1)以外の施設、設備および場所に係る鍵(主に消耗品としての南京錠等)】

No.	公園名	施設名	詳細
1	藻南公園	管理事務所	
2	藻南公園	従業員駐車場	
3	藻南公園	川沿駐車場	
4	藻南公園	テニスコート	
5	石山緑地	南ブロック駐車場	
6	石山緑地	南ブロック彫刻広場駐車場	
7	石山緑地	テニスコート	
8	小金湯さくらの森	駐車場	
9	小金湯さくらの森	車止め	
10	常盤公園	テニスコート	

維持管理基準表

「藻南公園等」

藻南公園管理運営にあたっての特記仕様書

藻南公園は山林や樹林部等の豊かな自然環境のほか、炊事広場や有料運動施設等を有する南区の総合公園である。豊平川に隣接していることから、ひらけた河原と対岸の高い崖の景色が印象的であるほか、石山軟石採掘場跡等の歴史的な価値を併せ持つ特徴的な景観を有している。

このような良好な自然環境や景観資源は、後世に受け継いでいくべき財産である。一方、時間の経過と共に生じる環境や施設等の様々な変化については、日常の維持管理において必要な手立てを見極め、公園管理運営を行う必要がある。したがって、公園の管理運営にあたっては、本公園の自然環境や社会的使命を十分に理解し、以下の業務を遂行すること。

1 維持管理

(1) 巡視パトロール

園内巡視は、禁止行為の指導、危険行為の防止、危険箇所の発見・危険回避のために行い、巡視に当たっては、以下の事柄に留意し行うこと。

- 禁止行為や危険行為に対する注意指導
- 自然環境や公園施設等に著しく負担をかける行為に対する注意指導
- 施設破損状況、利用の支障となる危険箇所等の点検
- 倒木、腐朽木、枯損木、折れ枝等の有無及び状態
- 園内の汚損状況
- カラス・ハチの巣等の危険の有無
- 特定外来生物の有無の確認と本市への報告

(2) 樹木の管理

樹木管理については公園の自然環境と利用者の安全に配慮して行うこと。危険木の伐採については、本市と打ち合わせを行い、適切に処理を行うこと。剪定についても軽微なものを除いては、本市と打ち合わせを行い、適切に処理を行うこと。

(3) 施設管理・修繕

(ア) 園路や階段の修繕・保守

通行に差し障りのある水溜りや躓きの原因となる段差等がある場合、解消作業を行うこと。その他の原因で利用に支障のある場合は危険

回避措置を講じ、応急処置のできるものについては行い、応急処置のできないものは危険回避措置後、直ちに本市に報告すること。

(イ) その他の施設

危険回避及び利用者の利便性の向上を図るための軽微な補修作業をおこなうこと。軽微な修繕ができない場合については、危険回避措置を講じるとともに本市へ直ちに報告すること。

2 管理事務所

(1) 管理拠点の位置づけ

藻南公園管理事務所を、藻南公園、石山緑地、小金湯さくらの森、常盤公園の4公園の管理拠点とする。事務所窓口や電話での有料運動施設の予約・受付業務のほか、公園の利用調整や問合せ対応等の市民対応を行うこと。

(2) 情報発信

藻南公園、石山緑地、小金湯さくらの森、常盤公園の4公園について、公園の魅力をより多くの人に理解してもらうことを目的として、公園の情報や開催するイベントなどを発信するチラシ作成やホームページの運営を行うこと。

(3) 公園施設の利用調整

ステージ、パークゴルフ場等の施設利用については、関連団体と協議の上、利用調整を図ること。

3 炊事広場

(1) 利用全般

本公園の炊事広場では、渇水期のみ火気使用が可能な炊事区域を河川敷地に設けているが令和5年現在、藻岩発電所の更新工事に伴い、ダムからの放流が行われており、利用を休止しているため、以下の作業は発生しない想定である。

しかしながら、指定管理期間中に炊事区域の利用が可能となった場合、豊平川のダム放流期間中は、川の水位が上昇し危険であるため、河川敷地への進入路部分の門扉の施錠し、立入禁止措置を行うこと。

開放期間 : 4月下旬~10月	区域面積 : 約 4,000 m ²
利用時間 : 9時~17時	使用できる火気 : 炭
禁止事項 : 直火、区域外の火気使用、花火・ガス等の使用、 テント・タープの設置、危険・迷惑行為等。	

(2) 豊平川増水時の対策

豊平川の水位が上昇し、氾濫のおそれがあると判断された場合は、公園利用者の安全性を確保したのち、藻南公園炊事広場内工作物の一時撤去を行い、河川区域外へ搬出する。

工作物撤去の判断は札幌市南区維持管理課が行い、撤去・再設置は藻南公園指定管理者が行う。工作物撤去・再設置までの流れは以下のとおりとする。

- ① 指定管理者が河川の水位上昇を確認・把握する。
- ② 水位が上昇し、氾濫のおそれがあると考えられる場合、南区土木部維持管理課に判断を仰ぐ（報告し、対応を協議する）。
- ③ 協議により工作物撤去の必要があると判断された場合、南区土木部維持管理課の指示のもと、藻南公園指定管理者が工作物の撤去作業を行う。
- ④ その後、指定管理者が水位状況を確認し、南区土木部維持管理課によって氾濫のおそれがなくなったと判断された場合は、南区土木部維持管理課の指示のもと、指定管理者が工作物の再設置を行う。

工作物撤去数量及び撤去方法は下表のとおりである。

名称	数量	材質 規格	撤去方法	
			警戒体制	緊急体制
総合案内板	1基	鋼製 H=2, 175 W=2, 125	撤去準備	・支柱を基礎から取り外し、トラックで搬出する。
注意看板	4基	鋼製 H=1, 825 W=600	撤去準備	・支柱を基礎から取り外し、トラックで搬出する。
シェルター	1基	鋼製 H=1, 100 W=900	撤去準備	・支柱を基礎から取り外す。 ・クレーン車とトラックで搬出する。
門扉	1基	鋼製 H=1, 100 W=900	撤去準備	・藻横断防止柵の胴縁を取り外し、門扉の支柱を基礎から抜き取り、トラックで搬出する。
横断防止柵	182	鋼製	撤去準備	・胴縁を取り外し、支

	m	H=1,100 W=2,000		柱を抜き取りトラックで搬出する。
--	---	--------------------	--	------------------

※撤去時作業車想定（乗用車1台、トラック1台、クレーン車1台）

※警戒体制（準備）：107.5m ※石山観測所：水防団待機水位

※緊急体制（撤去）：108.3m ※石山観測所：氾濫注意水位

4 その他

(1) 資材置場の使用

管理事務所正面の資材置場は南区の公園維持管理用資材を保管し、使用する。

(2) 河川敷地の炊事広場の利用休止について

藻岩発電所の更新工事に伴い、令和4年から令和11年頃まで利用休止となる見込みであるが、工事の進捗状況により利用が再開された場合には、南区土木部維持管理課からの指示に従うこと。

石山緑地管理運営にあたっての特記仕様書

石山緑地は、札幌軟石採掘跡地を利用し、自然と彫刻作品群が一体となった都市緑地である。造成に当たっては、軟石採掘跡地であった石山道有地について、昭和 57 年より公園化構想が始動し、昭和 63 年に市有地と交換に当該道有地を取得、石山緑地基本計画が策定された。基本計画において、比較的平面地盤を確保しやすい北ブロックでは、地元要望を取り入れ運動施設や、遊戯施設などの動的な施設を配置し、石切り場の表情を色濃く残す南ブロックでは、このダイナミックで特異的な景観を活用し、地域住民はもとより、広く札幌市民が「いしやま」を再発見できるような設計とされた。

北ブロックは、昭和 63 年より造成に着手し、平成 4 年度に完成した。南ブロックは、平成 4 年に 5 人の彫刻家グループ「CINQ (サンク)」から「石山緑地南ブロック内において作品を創る過程を公開しながら彫刻制作を行いたい」との申し出があり、「サンク」の参画により石切り場跡地としての特異な景観が活かされた芸術性の高い空間として、平成 8 年度に完成を迎えた。

本公園は、公園全体を彫刻として捉え、彫刻や芸術への理解を深める場としての役割や景観資源を有し、これらは後世に受け継いでいくべき財産である。一方、時間の経過と共に生じる環境や施設等の様々な変化については、日常の維持管理において必要な手立てを見極め、公園管理運営を行う必要がある。

したがって、公園の管理運営にあたっては、本公園の自然環境や社会的使命を十分に理解し、以下の業務を遂行すること。

1 維持管理

(1) 巡視パトロール

園内巡視は、禁止行為の指導、危険行為の防止、危険箇所が発見・危険回避のために行い、巡視に当たっては、以下の事柄に留意し行うこと。

- 禁止行為や危険行為に対する注意指導
- 自然環境や公園施設等に著しく負担をかける行為に対する注意指導
- 施設破損状況、利用の支障となる危険箇所等の点検
- 倒木、腐朽木、枯損木、折れ枝等の有無及び状態
- 園内の汚損状況
- カラス・ハチの巣等の危険の有無
- 特定外来生物の有無の確認と本市への報告

(2) 樹木の管理

樹木管理については公園の自然環境と利用者の安全に配慮して行うこと。危険木の伐採については、本市と打ち合わせを行い、適切に処理を行うこと。剪定についても軽微なものを除いては、本市と打ち合わせを行い、適切に処理を行うこと。

(3) 施設管理・修繕

(ア) 彫刻作品群の扱い

本公園には、多数の彫刻作品が設置されている。維持管理において、汚損や異常を発見した場合、状態によって危険回避措置を講じ、直ちに本市に報告すること。

また、公園全体を彫刻として捉えた設計と空間構成がなされていることから、使用されている素材に応じた処置が必要となる場合がある。修繕方法については、本市と協議すること。

(イ) 園路や階段の修繕・保守

通行に差し障りのある水溜りや躓きの原因となる段差等がある場合、解消作業を行うこと。その他の原因で利用に支障のある場合は危険回避措置を講じ、応急処置のできるものについては行い、応急処置のできないものは危険回避措置後、直ちに本市に報告すること。

また、公園全体を彫刻として捉えた設計と空間構成がなされていることから、使用されている素材に応じた処置が必要となる場合がある。修繕方法については、本市と協議すること。

(ウ) その他の施設

危険回避及び利用者の利便性の向上を図るための軽微な補修作業をおこなうこと。軽微な修繕ができない場合については、危険回避措置を講じるとともに本市へ直ちに報告すること。

(4) 親水施設

(ア) 開放準備

電気設備、機械設備について開始前に以下の点検を行い、設備点検報告書を作成すること。修理を要するものは、本市へ報告すること。

- ・ 噴水、遊水路のポンプほか各電気部品の絶縁測定を行なうこと。
- ・ 制御盤等の動作確認、制御盤等の端子の締付等、正常に作動するように整備し、運転調整を行うこと。
- ・ 閉鎖時には確実に水抜き等の作業を行うこと。
- ・ 稼働開始2週間前までに、開放期間と使用時間等のお知らせを掲示すること。

(イ) 遊水路等監視・清掃

■水遊び可能期間

開放期間：7月上旬～8月下旬

利用時間：10時～16時

- ・ 開放期間中は監視員を配置し、利用者への指導、整理を行なうこと。また、利用人数を記録し、毎月、本市へ報告すること。
- ・ 遊水路内及びその周辺には、ゴミ、石ころ、ガラスの破片等の危険なものや動物の糞が無いよう十分注意し、高圧洗浄機、ホーキ、デッキブラシ、洗剤等を用いながら清掃し、安全で衛生的な状態の確保に努めること。
- ・ 水量の調節や補給水を行い、適正な水面管理を行うこと。
- ・ 機械の操作にはマニュアルを熟知、常備し作業にあたること。
- ・ 残留塩素濃度を基準値に保つ為、午前、午後各1回点検し、塩素剤を補充すること。
- ・ 施設の故障または異常があった場合は、応急処置を行い本市に報告すること。利用者がある場合は、安全な場所へ誘導すること。作業中は立入禁止等の対策を講じること。
- ・ 閉鎖の際には、遊水路の設備や機器等から水が抜けたことを確認すること。
- ・ 応急処置に使用する用品（救急箱等）を備えると共に、応急処置に要する空間を確保すること。
- ・ 条例等の定めはないが、衛生管理上、ペット等の動物は利用できないものとする。

■流水のみの期間

開放期間：上記期間を除き5月下旬～9月下旬

利用時間：10時～16時

- ・ 開設期間中は、1日2回点検し、週に2回を目安に水取替え、清掃を実施すること。
- ・ 点検及び清掃基準については、水遊び期間に準ずるものとする。

(5) 管理拠点

当公園は藻南公園管理事務所を管理拠点とし、有料運動施設の予約・受付業務のほか、公園の利用調整や問合せ対応等の市民対応を行うこと。

2 南ブロックのデザインコンセプト

(1) 公園管理方針

造成当初の基本設計をもとに、公園の管理運営を行うこととするが、時間の経過と共に生じる環境や施設等の様々な変化については、本市と協議をしながら維持管理や修繕を進めること。

公園維持管理業務において把握した施設や設備等の破損や老朽化状況について、必要修繕箇所や方法、金額、優先順位を整理し、本市へ報告すること。

(2) 基本設計における基本方針

- ・ 石切場のダイナミックな景観を最大限に利用する
軟石を切り出した直壁は安全な箇所は出来るだけ露出させ、手で直に触れられるようにする。
- ・ 石のふるさと「いしやま」を再発見するような計画とする
使用する素材には軟石を使用し、石の魅力を理解してもらう。
「いしやま」の歴史を体感できるような空間をつくる。
- ・ 彫刻に親しむ
彫刻の広場は、彫刻群の設置を周辺の施設や工作物あるいは彫刻どうしの間に関連性やストーリー性が感じられるよう行い、公園全体を彫刻として捉えたうえで設計して彫刻、芸術への理解を深める。プレイスカルプチャー（遊びの彫刻）の設置により、実際に彫刻を肌で感じ、学び、そして遊べるようにする。
- ・ 景観・安全面での配慮
人為的につくられた石切場の空間も、今となっては地域のシンボリック的存在。安全面での配慮を十分に行ったうえで、必要以上に山肌を削ったり稜線を変えるようなことは避け、自然の風化に任せるようにする。風化が進むにつれて崩落や崩壊の恐れがある部分への侵入を防ぐ。

(3) 基本設計におけるゾーニング（別紙図面参照）

A. エントランスゾーン「空と軟石と芝生の色彩」

北ブロックと連動する部分でもあり、異空間への入口として公園の顔となるゾーン。

※作品名：スパイラルスプリング、てつなぎ石

※A 付近の作品名：呼吸する門

- B. 沈黙の森&赤い空の箱（沈黙の森「乾きと潤い」）
公園内で最も緑豊かな場所とし、軟石の乾いた山肌と木々の緑とのコントラストを強調するゾーン。
※作品名：赤い空の箱
- C. ネガティブマウンド「形体のネガとポジ」
垂直な壁面に囲まれた四角い空間に形体のネガティブとポジティブを表現するゾーン。軟石が敷き詰められたドライな空間は、様々なイベントに対応できる場所。
※作品名：ネガティブマウンド
- D. 午後の丘（彫刻広場「垂直の壁と平らな大地」）
子供たちの冒険心をかきたてるように、かくれんぼをしたり穴に入ったり直に彫刻にふれることのできるゾーン。
※作品名：午後の丘
- E. 保全ゾーン
崩落の恐れがある壁面上部への侵入ができないよう立ち入りを禁止するゾーン。
※作品名：沈黙の森